

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
に当るときは、
その翌日)

目 次

◇ 告 示

家畜伝染病の発生

土地改良区の役員
の退任

土地改良区の定款
の変更の認可

土地改良事業計画
の変更

土地改良事業の認可
申請の適否の決定
(四件)

◇ 教委告示

教育委員会の招集

◇ 公安告示

遊技機の型式の認定

告 示

鳥取県告示第千六十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第四項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の報告があつたので、

同条第五項の規定により告示する。

昭和六十年十一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生年月日	発生場所	飼養場所
豚丹毒	豚	患畜	一	昭和六十年十一月一日	西伯郡名和町大字小竹一二九一―一	東伯郡赤碕町大字八幡

鳥取県告示第千六十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり赤碕町土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年十一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 入 江 重 雄 東伯郡赤碕町大字宮木七―一三

昭和六十年十一月七日退任

鳥取県告示第千六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年十一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事 松井 猛彦	
変更前	東伯郡東郷町大字川上九五七
変更後	東伯郡東郷町大字川上八五四

鳥取県告示第千六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、中浜地区土地改良区の定款の変更を昭和六十年十一月六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年十一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業上北条地区暗きよ排水、農業用排水及び農道整備を一体としたもの）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十年十一月十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
倉吉市役所及び北条町役場
- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事

に申し立てること。

鳥取県告示第千六十六号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）伏野地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十年十一月十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千六十七号

福部村が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）塩見地区農業用排水と暗きよ排水を一体としたもの）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
 - 二 縦覧に供する期間
昭和六十年十一月十三日から二十日間
 - 三 縦覧に供する場所
福部村役場
 - 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第千六十八号
- 泊村が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業筒地地区農用地造

成)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十一月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十九号

日野町が行う土地改良事業(地域農業拠点整備事業員原地区区画整理)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十一月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十年十一月十二日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一 日時 昭和六十年十一月十三日(水)午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地

鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 昭和六十年年度教育表彰について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十年十一月十二日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

ばちんこ遊技機										遊技機の種類				
										型 式	製 造 業 者 名			
スターシップ	ゴールドピューマ	プラネットゾーン	グレース	バリエーション	ファイター	スーパー七パートI	ハードロック	アルプス	カスタム	パニック・パートIII	マーガレットW一三	ベースボール	グランプリ	株式会社ソフィア
豊丸産業株式会社			有限会社銀座		奥村遊機株式会社		株式会社大一商会		株式会社三洋物産					